

横浜市再生可能エネルギー等の活用実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、積極的に温暖化対策を実施することができるよう、横浜市が発注する工事において再生可能エネルギー等を活用するにあたり必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 再生可能エネルギー

再生可能エネルギーとは、太陽光・太陽熱のほか、風力・水力・地熱・バイオマスを熱源とする熱などのエネルギーをいう。

(2) グリーン電力証書

グリーン電力証書とは、自然エネルギーにより発電された電気のもつグリーン電力の環境価値の保有を希望する需要家が、電気自体とは切り離されたグリーン電力価値を証書等の形で保有したものをいう。

(3) カーボン・オフセット

カーボン・オフセットとは、様々な活動において避けることができない二酸化炭素等の排出について、二酸化炭素等排出量の全部又は一部を他の場所での排出削減量で相殺（オフセット）することをいう。

(4) J-クレジット等

J-クレジット等とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を公的機関が認証したクレジットをいう。

(5) 受注者

受注者とは、横浜市が発注した工事の監督員に対し工事内容に関する協議等を実施する現場代理人のことをいう。

(再生可能エネルギー等活用工事)

第3条 再生可能エネルギー等活用工事とは、以下の(1)から(3)いずれか一つ以上を活用した工事をいう。

(1) 工事用電源等における再生可能エネルギーの活用

工事や現場事務所で使用する電源について、温室効果ガスの発生量の少ない電源に切り替えることで、以下に示すもの。

ア 工事用電源の再生可能エネルギー電力メニューへの切り替え

現場事務所や工事用電源等を、電力小売事業者が用意している再生可能エネルギー比率の高い電力メニューに切り替えること。

イ 太陽光発電設備等の設置による再生可能エネルギーの活用

太陽光発電設備や風力発電設備を現場事務所等に設置し、活用すること。

ウ グリーン電力証書の購入

通常の電力メニューを使用した際に、グリーン電力証書を購入すること。

(2) 証書によるカーボン・オフセット

工事現場で排出している二酸化炭素の量を、稼働している機器等（建設機械や運搬車両、通勤車両、発電機など）の稼働時間により算定し、この排出量を公的機関が認証したJ-クレジット等を購入して相殺すること。

(3) 二酸化炭素等排出量の少ない燃料の使用

工事現場の発電機や建設機械等で使用する燃料を、より二酸化炭素等の排出量の少ない燃料に変えること。

(対象工事)

第4条 横浜市が発注する令和5年1月1日以降の指名通知又は公告する工事で、横浜市土木工事標準積算基準書に則り設計した工事のうち、受注者が希望する工事を対象とする。

(実施手続)

第5条 受注者は、第3条に示す再生可能エネルギー等を活用するにあたり、以下のとおり実施するものとする。

- (1) 受注者は再生可能エネルギー等を活用する場合、施工計画書（当初）に再生可能エネルギー等の活用内容を記載し監督員へ提出するものとする。
- (2) 受注者の責によらない不測の事態が生じ、再生可能エネルギー等の活用が困難となった場合は、受注者と監督員の協議により再生可能エネルギー等活用工事の対象外とすることができる。その際には、受注者が変更施工計画書を作成し、監督員へ提出することとする。

(再生可能エネルギー等の活用に要する費用)

第6条 第3条第1項第1号ア又は第3号に示す再生可能エネルギー等の活用に要した費用と従来燃料等相当額の費用の差額、第3条第1項第1号イの発電設備の購入、リースに要した費用、第3条第1項第1号ウ又は第2号の購入に要した費用について、それぞれ受注者は工事請負費に計上されている現場環境改善費（率分）の一部として充当することができるものとする。

なお、第3条第1項第1号ア又はイ、及び第3号に示す再生可能エネルギー等に関する運搬、設置、撤去、清掃費用等は共通仮設費の率分に含まれるものとし、現場環境改善費の一部として充当できないものとする。

(実績の確認)

第7条 受注者は、前条に示す費用を現場環境改善費（率分）の一部として充当する場合、再生可能エネルギー等の活用に関する支出実態の分かる資料を監督員に提示しなければならない。

2 受注者は、前項で監督員へ提示した資料を、工事完成時に工事完成図書に含めて監督員に提出しなければならない。

(工事成績評定)

第8条 監督員は前条に示す実績を確認できた場合に、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において加点（0.4点）する。この加点は、創意工夫における加点の上限2.8点のうちに含むものとする。

2 第5条第1項第2号の規定により再生可能エネルギー等の活用工事の対象外となった場合及び前条の確認ができなかった場合であっても、工事成績評点を減点する措置は講じないものとする。

(その他)

第9条 本要領に定めのない事項については、監督員と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和4年12月1日より施行する。